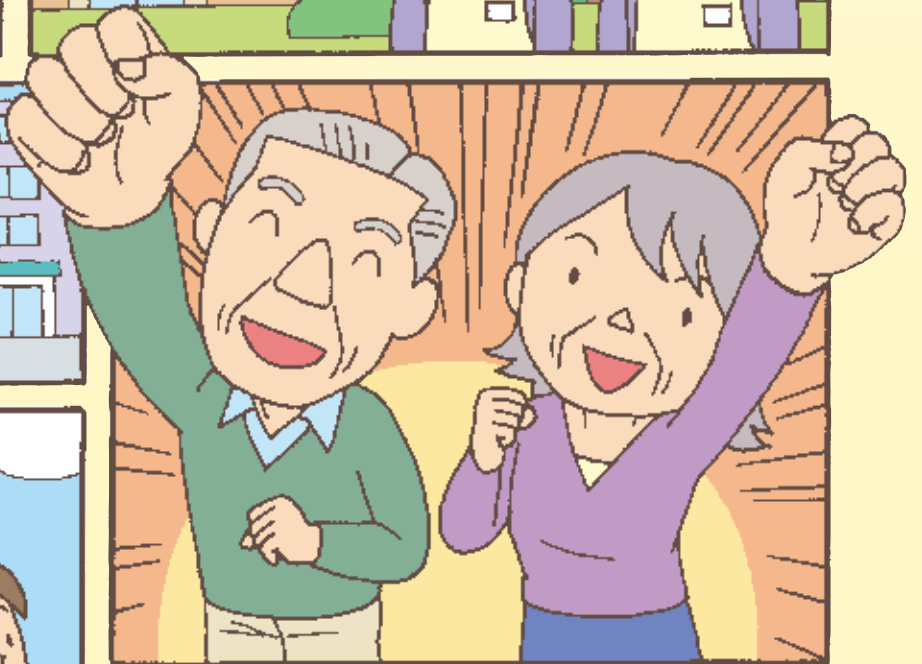


あんしん

介護保険

くらしをささえる制度があります！



銚子市

広告

介護のことなら
かすが苑

ケアハウス(介護付) 小規模多機能ホーム
居宅介護支援 グループホーム
訪問介護 各種介護サービス
施設入所等
デイサービス お気軽にご相談
ください

お問い合わせはこちら 社会福祉法人讃寿会
0479-25-2161 千葉県銚子市春日町1210番地
https://kasuga-en.jp/

広告 運動リハビリ・デイサービス
ハッピーエブリ

3時間
タイプで
楽しく運動
できます

銚子エリアに3店舗営業
介護保険適用 送迎サービス付き

お気軽にご連絡下さい 神栖
地区も
ご相談下さい

無料体験実施中!!

銚子店 銚子市黒生町7379-5 0479-21-5157
銚子2号店 銚子市黒生町7343-1 0479-21-3651
銚子3号店 銚子市黒子町8番地10 0479-21-7503

リハビリにお困りの方は必見!
歩行困難・外出困難・痛み・痺れ
体験プログラムも
ご利用しております
お気軽にご相談ください

理学療法士のいるリハビリ施設 神栖神経リハビリセンター
0299-94-8558 受付 月～金曜
時間 9:00-18:00
【提携】株式会社ハッピーエブリ https://rehabilitation.happyevery.jp/

高神・明神・清水 小学校区
東部地域包括支援センター
☎ 0479-21-5580
銚子市小畑新町8121番地
さざんか園小畑デイサービスセンター内

飯沼・春日・双葉・豊岡 小学校区
中央地域包括支援センター
☎ 0479-21-7600
銚子市双葉町6番地の5

本城・海上・船木・椎柴・豊里 小学校区
西部地域包括支援センター
☎ 0479-21-5655
銚子市芦崎町443番地の1

市役所
基幹型地域包括支援センター
☎ 0479-24-8754
銚子市若宮町1番地の1
銚子市役所1階9番窓口

お住まいの地区の
地域包括支援センターへ
お気軽にご相談ください。

介護のこと 健康のこと
・身のまわりのことに不安が出てきた ・今の健康を維持したい
・家族の介護に疲れてしまった

さまざまな相談ごと 権利を守ること
・近所の高齢者のことが心配 ・今後の財産管理が不安
・認知症の勉強を地域で行いたい

もくじ *掲載している内容については、今後見直される場合があります

介護保険のしくみ 4
介護保険のしくみについて知りましょう

要介護認定 6
まずは地域包括支援センターや
銚子市の担当窓口にご相談しましょう

ケアプラン 8
ケアプラン・介護予防ケアプランを
作成します

利用者の負担 10
サービスにかかった費用の
一部を負担します

介護サービス(要介護1~5) 12
介護保険で利用できるサービス
介護サービス(在宅サービス)

施設サービス(要介護1~5) 16
介護保険で利用できるサービス
施設サービス

介護予防サービス(要支援1・2) 18
介護保険で利用できるサービス
介護予防サービス

地域密着型サービス 21
介護保険で利用できるサービス
地域密着型サービス

生活環境を整えるサービス 24
介護保険で利用できるサービス
生活環境を整えるサービス

介護予防・日常生活支援総合事業 26
介護予防・日常生活支援総合事業を
利用していつまでも自立した生活を

地域包括支援センター 28
地域包括支援センターを利用しましょう

介護保険料 29
介護保険はみなさんが納める保険料を
財源としています

介護保険のしくみについて知りましょう



介護保険制度は、銚子市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人（被保険者）

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



サービスの利用者
負担分の支払い

要介護認定
介護保険被保険者証の交付
介護保険負担割合証の交付

要介護認定の申請
介護保険料の納付

銚子市（保険者）

- 介護保険を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 介護保険被保険者証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスの確保・整備をします。

地域包括 支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

P28

介護報酬の支払い

サービスを提供

サービス事業者

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業などがサービスを提供します。



40歳以上の人介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。

65歳以上の人



➔ 第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、銚子市の認定を受け、サービスを利用します。

※65歳以上の人で、交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は、銚子市への届け出が必要です。示談前に銚子市の担当窓口へご連絡ください

40～64歳の人



(医療保険に加入している人) ➔ 第2号被保険者

第2号被保険者は、加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、銚子市の認定を受け、サービスを利用します。

交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

特定疾病

- **がん**
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗鬆症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

まずは地域包括支援センターや 銚子市の担当窓口 相談しましょう



1 窓口相談します

介護や支援が必要と感じたら、地域包括支援センターや銚子市の担当窓口にご相談ください。必要な介護や支援の度合いによって、受けられるサービスが異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は…

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は、窓口で基本チェックリストを受けます。基本チェックリストの結果により、利用できるサービスが異なります。また、基本チェックリストを受けた後でも、介護や支援が必要と思われるなどの場合は、要介護（要支援）認定の申請をご案内します。

くわしくはP26

介護サービス、介護予防サービスの利用を希望する場合は…

② 銚子市の窓口にて要介護（要支援）認定の申請をします

2 要介護（要支援）認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、銚子市の窓口にて認定の申請をしましょう。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請には以下のものが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、マイナンバーなどの記入が必要です）
- 介護保険被保険者証 ● 健康保険被保険者証

※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。くわしくは銚子市の窓口にお問い合わせください

3 認定調査が行われます

認定調査

銚子市の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての情報をいただきます。

4 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

- コンピュータ判定の結果…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。（一次判定の結果）
- 特記事項…調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書…かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

銚子市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護サービスが利用できます。

P8

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護予防サービスと、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P8

非該当

基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます（介護予防・生活支援サービス事業対象者）。また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。

P26

認定結果の有効期間と更新手続き

銚子市における認定の有効期間は新規の場合は原則12か月、更新認定の場合は最長で48か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。



ケアプラン・介護予防 ケアプランを作成します

介護サービス・介護予防サービスともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。

ケアプラン、介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

■居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

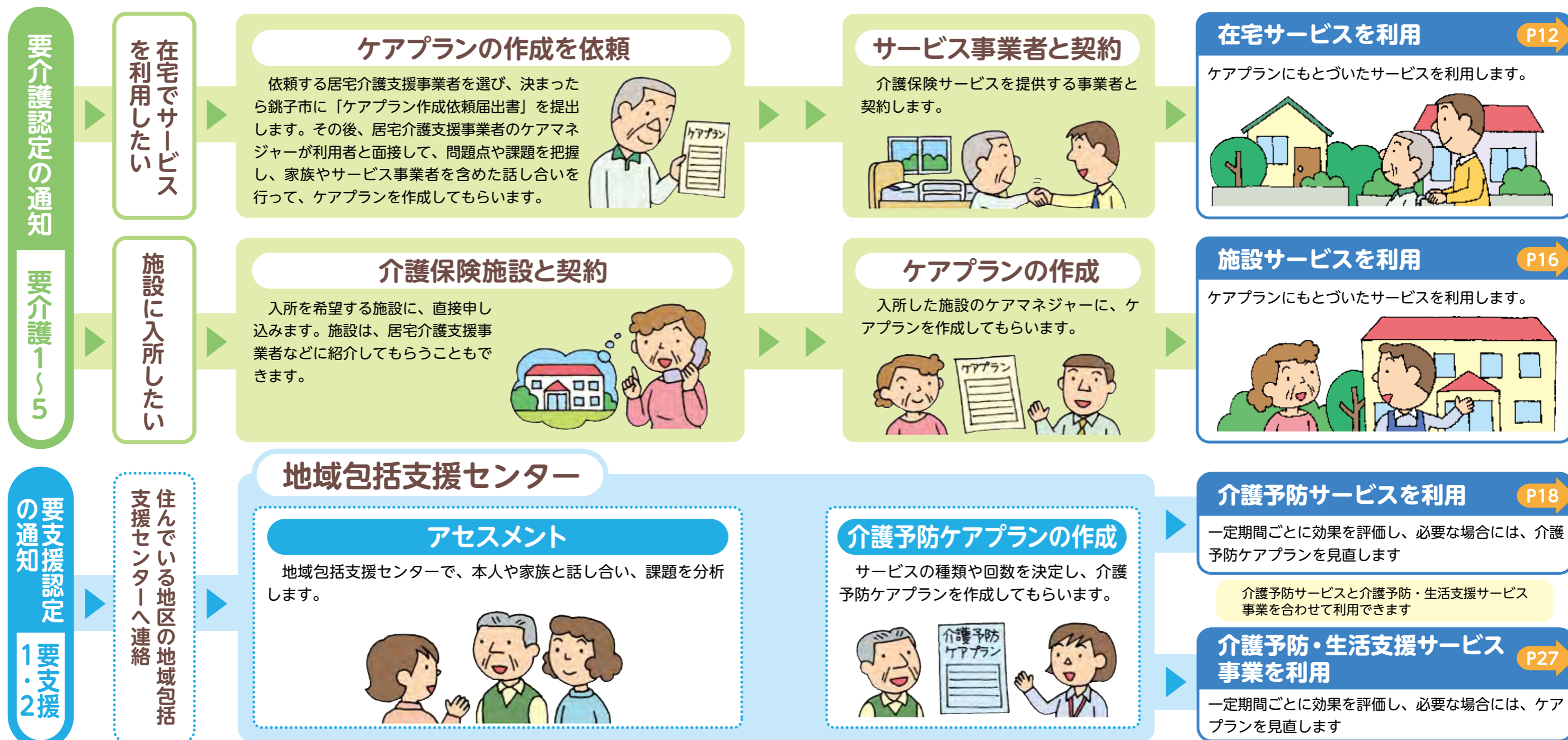
※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています



■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。



介護保険がサービスの利用を支えます

サービスにかかった費用の一部を負担します



ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割から3割（所得等により異なる）をサービス事業者に支払います。

3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上（同じ世帯に65歳以上の人が2人以上いる世帯の場合463万円以上）の人

2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上（同じ世帯に65歳以上の人が2人以上いる世帯の場合346万円以上）の人

上記に該当しない人は、1割負担になります

介護保険負担割合証で利用者負担の割合を確認しましょう

要介護（要支援）認定を受けた人などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（適用期間は8月～翌年7月で毎年7月に交付されます）。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割から3割（所得等により異なる）ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

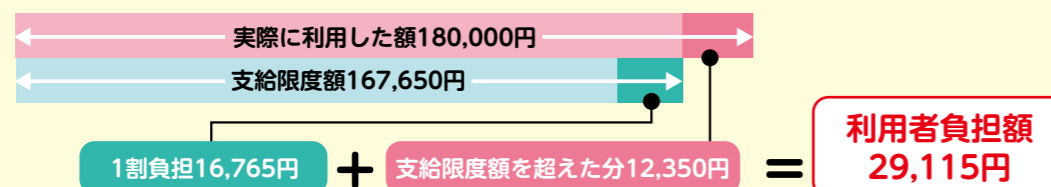
※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防居宅療養管理指導 ● 介護予防特定施設入居者生活介護 ● 介護予防認知症対応型共同生活介護 ● 特定介護予防福祉用具販売 ● 介護予防住宅改修費支給
要介護1～5の人のサービス
<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅療養管理指導 ● 特定施設入居者生活介護 ● 認知症対応型共同生活介護 ● 地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ● 特定福祉用具販売 ● 住宅改修費支給

※内容によっては支給限度額が適用される場合があります

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



介護保険を利用しやすくするために利用者負担の軽減制度があります



1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。申請する際は、銚子市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

◆利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●課税所得690万円以上	140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
●一般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額〈年額／8月～翌年7月〉

所得基礎控除後の総所得金額等	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者II	31万円	31万円
		低所得者I [※]	19万円	19万円

※低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です

要介護1~5の人が利用できるサービスです



介護保険で利用できるサービス 介護サービス (在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

自宅での生活の手助けをしてほしい

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。



●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	250円
------------------------	------

生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	183円
------------------------	------

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます

通院等のための乗車または降車の介助 (1回につき)	99円
---------------------------	-----

※移送にかかる費用は別途負担が必要です

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,260円
----	--------

自宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

1回※	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満)	470円
----------------------------	------

病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満)	398円
--------------------------	------

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

医師が行う場合 (月2回まで)	514円
-----------------	------

施設に行って支援やリハビリを受けたい

通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす〈1日につき〉
通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円

※送迎を含む
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円

※送迎を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります



施設に入所してサービスを受けたい

短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす
短期入所生活介護
介護老人福祉施設
併設型・多床室の場合〈1日につき〉

要介護1	596円
要介護2	665円
要介護3	737円
要介護4	806円
要介護5	874円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

短期入所療養介護
介護老人保健施設
多床室の場合〈1日につき〉

要介護1	827円
要介護2	876円
要介護3	939円
要介護4	991円
要介護5	1,045円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

有料老人ホームなどに入居しながらサービスを受けたい

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす〈1日につき〉

要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円

※日常生活費は別途必要になります





介護保険で利用できるサービス 施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設は要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割から3割（所得等により異なる）に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の1割から3割（所得等により異なる） + 食費 + 居住費 + 日常生活費

●基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）
利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

- 居住費……ユニット型個室 2,006円、ユニット型個室的多床室 1,668円、従来型個室 1,668円（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は1,171円）、多床室 377円（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は855円）
- 食費……1,445円

低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されず「特定入所者介護（予防）サービス費」。

●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

- 介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、() 内の金額となります
- 次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません
 - ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合
 - ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が下記の場合
 - ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,190円	17,190円	19,560円
要介護2	19,230円	19,230円	21,600円
要介護3	21,360円	21,360円	23,790円
要介護4	23,400円	23,400円	25,860円
要介護5	25,410円	25,410円	27,870円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	23,640円	23,880円
要介護2	22,770円	25,080円	25,230円
要介護3	24,630円	26,940円	27,090円
要介護4	26,220円	28,470円	28,680円
要介護5	27,750円	30,090円	30,270円

介護療養型医療施設 (療養病床等)

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。

※令和6年3月末で廃止されます。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,790円	20,580円	21,180円
要介護2	20,550円	23,430円	24,030円
要介護3	26,670円	29,460円	30,060円
要介護4	29,220円	32,100円	32,700円
要介護5	31,560円	34,380円	34,980円

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	24,750円	25,260円
要介護2	24,720円	28,020円	28,530円
要介護3	31,800円	35,130円	35,640円
要介護4	34,830円	38,130円	38,640円
要介護5	37,530円	40,860円	41,370円

●従来型個室…ユニットを構成しない個室 ●多床室…ユニットを構成しない相部屋

●ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室

●ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間がある個室

※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです



介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

要支援1・2の人は介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。

くわしくはP27

自宅での生活の手助けをしてほしい

介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす

1回	852円
----	------

自宅でリハビリを受けたい

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

1回*	307円
-----	------

*20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満)	450円
病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満)	381円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり



介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす

医師が行う場合(月2回まで)	514円
----------------	------



施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

●利用者負担のめやす(1か月につき)

共通的サービス		選択的サービス	
要支援1	2,053円	運動器機能向上	225円
要支援2	3,999円	栄養改善	200円
		口腔機能向上(I)	150円

※送迎、入浴を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。組み合わせで利用することもできます。

- 運動器機能向上** 理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。
- 栄養改善** 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。
- 口腔機能向上** 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

施設に入所してサービスを受けたい

介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設

併設型・多床室の場合 〈1日につき〉

要支援1	446円
要支援2	555円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設

多床室の場合 〈1日につき〉

要支援1	610円
要支援2	768円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

有料老人ホームなどに入居しながらサービスを受けたい

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす 〈1日につき〉

要支援1	182円
要支援2	311円

※日常生活費は別途必要になります



地域の特性に応じたサービスもあります



介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

【 】内は、地域密着型介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費などは別途必要になります。

通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



●利用者負担のめやす 〈1か月につき〉

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。



要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす 〈1か月につき〉

要介護1	12,438円
要介護2	17,403円
要介護3	24,464円
要介護4	27,747円
要介護5	31,386円

地域の身近な施設でサービスを利用したい

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

要支援1・2の人は
利用できません



●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

要介護1	16,260円
要介護2	18,270円
要介護3	20,370円
要介護4	22,320円
要介護5	24,390円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,460円	17,460円	19,830円
要介護2	19,530円	19,530円	21,900円
要介護3	21,660円	21,660円	24,090円
要介護4	23,760円	23,760円	26,220円
要介護5	25,800円	25,800円	28,260円

要支援1・2の人は
利用できません

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

ヘルパーさんに自宅を定期的に訪問してもらいたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

要支援1・2の人は
利用できません

●利用者負担のめやす〈1か月につき〉

介護、看護一体型事業所の場合

◆訪問介護のみを利用

要介護1	5,697円
要介護2	10,168円
要介護3	16,883円
要介護4	21,357円
要介護5	25,829円

◆訪問介護と訪問看護を利用

要介護1	8,312円
要介護2	12,985円
要介護3	19,821円
要介護4	24,434円
要介護5	29,601円

認知症の人を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす
〈7時間以上8時間未満の場合〉
単独型を利用する場合

要支援1	859円
要支援2	959円
要介護1	992円
要介護2	1,100円
要介護3	1,208円
要介護4	1,316円
要介護5	1,424円

認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の人は利用できません

●利用者負担のめやす〈1日につき〉
ユニット数1の場合

要支援2	760円
要介護1	764円
要介護2	800円
要介護3	823円
要介護4	840円
要介護5	858円

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

●利用者負担のめやす
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	1,025円/月
定期巡回サービス	386円/回
随時訪問サービス	588円/回

要支援1・2の人は利用できません

施設に行つて支援やリハビリを受けたい

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす〈1日につき〉
〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	750円
要介護2	887円
要介護3	1,028円
要介護4	1,168円
要介護5	1,308円

要支援1・2の人は利用できません



介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。

要介護4・5の人の対象品目

- **自動排泄処理装置** ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1~3の人も利用できます

要介護2・3の人の対象品目

- 車いす（車いす付属品を含む） ● 特殊寝台（特殊寝台付属品を含む） ● 床ずれ防止用具
- 体位変換器 ● 認知症老人徘徊感知機器 ● 移動用リフト（つり具を除く）

要支援1・2、要介護1の人の対象品目

- 手すり（工事をともなわないもの） ● スロープ（工事をともなわないもの） ● 歩行器 ● 歩行補助つえ

◆利用者負担について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P10）が適用されます。
- 全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

申請が必要です

要介護1~5

要支援1・2

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

- 腰掛便座 ● 簡易浴槽 ● 入浴補助用具 ● 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具 ● 排泄予測支援機器

◆利用者負担について

- 同年度（4月1日~翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割から7割（所得等により異なる）が支給されます。1割から3割（所得等により異なる）は自己負担。

<支給方法は以下の2つです>

償還払い：いったん利用者が全額を負担し、あとから利用者に負担割合に応じた自己負担分を除いた保険給付分が支払われます。

受領委任払い：利用者は負担割合分を負担し、市から事業者には保険給付分が支給されます（市に登録している事業者に限られます）。

住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前の申請が必要です

事前に銚子市へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

◆利用者負担について

- 20万円を上限に費用の9割から7割（所得等により異なる）が支給されます。1割から3割（所得等により異なる）は自己負担。支給方法は以下の2つです。

償還払い：いったん利用者が全額を負担し、あとから利用者に負担割合に応じた自己負担分を除いた保険給付分が支払われます。

受領委任払い：利用者は負担割合分を負担し、市から事業者には保険給付分が支給されます（市に登録している事業者に限られます）。

- 転居したときや、要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられる場合があります。



要介護1~5

要支援1・2

介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事にともなって必要となる工事

利用手続きの流れ

ケアマネジャー
または地域包括支援センターに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

銚子市へ**事前に申請**／銚子市による確認

工事の実施・完了／支払い

銚子市へ**事後申請**

住宅改修費の支給

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーや地域包括支援センターなどに作成を依頼します）
- 工事費見積書
- 改修箇所を含む見取図
- 改修前の写真（撮影日記載のもの）
- 住宅の所有者の承諾書（被保険者と住宅所有者が異なる場合）
- 同意書（受領委任払いの場合）

提出に必要な書類

- 住宅改修完了届
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
- 完成後の写真（撮影日記載のもの）

※市区町村によって手続きのしかたが一部異なる場合があります

介護予防に取り組みましょう！



介護予防・日常生活支援総合事業を利用していつまでも自立した生活を

銚子市では65歳以上の人を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」を行っています。この事業では介護保険の要介護（要支援）認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟な介護予防のためのサービスを利用することができます。

利用については、お近くの地域包括支援センターへご相談ください。

利用までの流れ

地域包括支援センターで基本チェックリストを受けます

基本チェックリストとは、介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの25項目について「はい」「いいえ」で答える質問票です。



生活機能の低下がみられた人
(介護予防・生活支援サービス事業対象者)



介護予防・生活支援サービス事業
が利用できます
(一般介護予防事業も利用できます)

自立した生活を送れる人

(一般介護予防事業だけを利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。)



一般介護予防事業
が利用できます

(65歳以上のすべての人が利用できます)

介護予防・日常生活支援総合事業

生活機能とは

人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。今の自分の状態をチェックして、できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

介護予防・日常生活支援総合事業

利用できるのは

- 基本チェックリストを受けて介護予防・生活支援サービス事業対象者と判断された人
- 要介護認定を受けて要支援1・2と認定された人

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防訪問介護相当サービス

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事などの生活支援が受けられます。

●自己負担のめやす(1か月につき)

週1回程度	1,176円
週2回程度	2,349円
週2回程度を超える(要支援2・事業対象者)	3,727円

※乗車・降車等の介助は利用できません。
※週2回程度を超える利用には特別な理由を要します。
サービスの利用には事前相談が必要となります。

介護予防通所介護相当サービス(デイサービス)

通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事・入浴などの基本的サービスや生活動作向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

●自己負担のめやす(1か月につき)

共通的サービス	
週1回程度の利用(要支援1・事業対象者)	1,672円
週2回程度の利用(要支援2・事業対象者)	3,428円

※送迎、入浴を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービス

運動器機能向上	225円	口腔機能向上(I)	150円
栄養改善	200円	生活機能向上グループ活動	100円

緩和された基準による訪問型サービス

本人ができる行為は本人が行い、利用者ができない家事の援助などを行います。(調理・洗濯・掃除・整理整頓・買い物・布団干し・薬の受け取り等の生活援助のみ)

●自己負担のめやす(1回につき)

30分程度	100円
1時間程度	160円

※月に最大10回まで利用できます。

緩和された基準による通所型サービス

通所介護施設(デイサービスセンター)などで、生活動作向上のための支援、目標に合わせた運動やレクリエーション活動などのサービスが利用できます。

●自己負担のめやす(1か月につき)

週1回程度の利用(要支援1・事業対象者)	800円
週2回程度の利用(要支援2・事業対象者)	1,600円

※送迎を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります

その他の生活支援サービス

見守りや栄養改善を目的とした配食サービス

介護予防・生きがいを意識し、健康で過ごせるように、活動の支援を行います。

一般介護予防事業

利用できるのは

- 65歳以上のすべての人
- 支援のため活動に関わる人

介護予防普及啓発事業

- めざせ！元気シニア講座(銚子プラチナ体操の体験等)
- 健口体操、口腔ケア講座
- 認知症予防に関する講座等

地域介護予防活動支援事業

- ふれあい交流サロン支援事業等


地域リハビリテーション活動支援事業

- 銚子プラチナ体操を行う団体活動への活動支援(リハビリ専門職等による助言指導)

※銚子プラチナ体操は、誰でも簡単にできる筋力アップ体操です。

みなさんの生活を支える相談窓口です

地域包括支援センターを 利用しましょう



地域包括支援センターは、みなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士が、みなさんの生活を支える役割を担っています。

各地域包括支援センターの連絡先は P2

ご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他困ったことがあればご相談ください。



自立した生活ができるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれの高い人が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。



みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心して暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。



地域のネットワークをつくり、みなさんを支えます


包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。



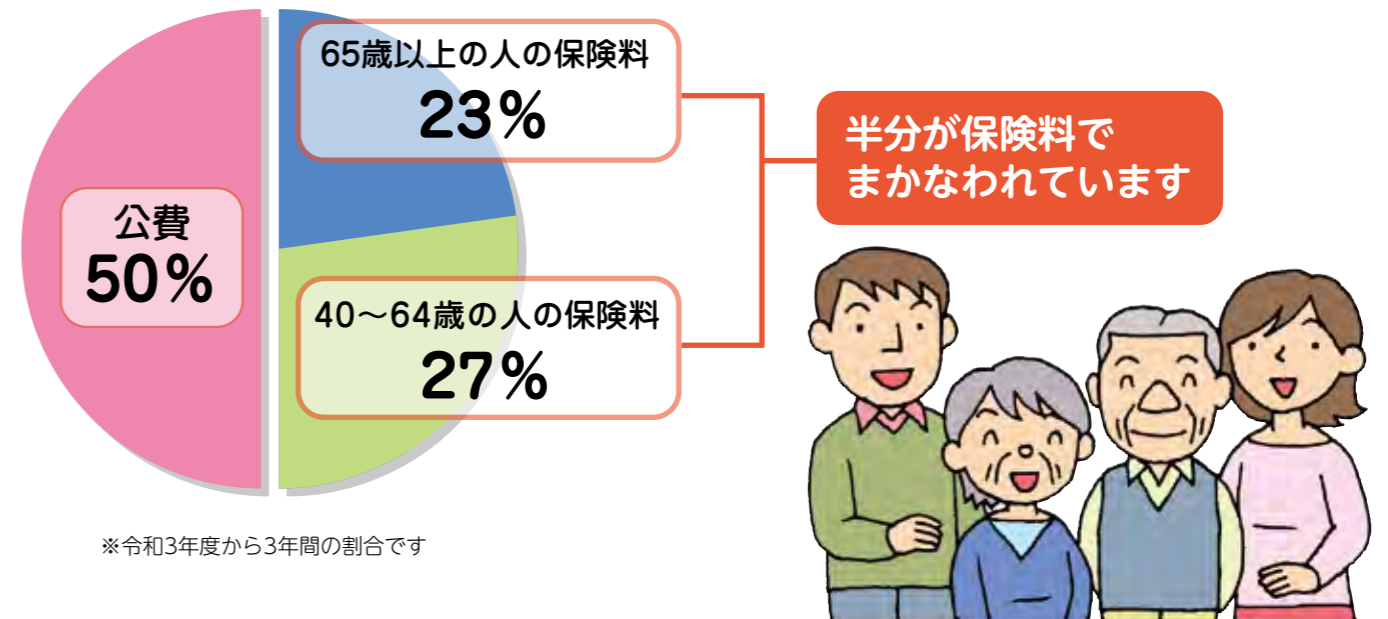
みなさんが納める介護保険料について

介護保険はみなさんが納める 保険料を財源としています



介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担分は除く）



保険料を滞納していると

保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は2年で時効となり、納めることができなくなります。

- 1年以上滞納すると** サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると** 費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
- 2年以上滞納すると（時効を迎えた保険料があると）** サービスを利用するときの利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

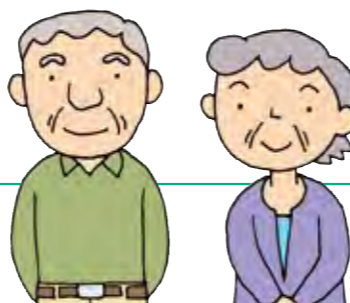
※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに銚子市の担当窓口までご相談ください

65歳以上の人 (第1号被保険者) の場合

保険料の決め方と納め方

65歳以上の人々の保険料は、市区町村で介護保険のサービスに必要な費用をもとに決められます。

下記のように算出された「基準額」から、みなさんの所得に応じて段階的に保険料が決定されます。



決め方

銚子市の保険料の基準額

65,400円
(年額)

=

銚子市の介護サービス総費用
のうち第1号被保険者負担分

銚子市の第1号被保険者数

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例 10月1日生まれ → 9月分から

10月2日生まれ → 10月分から



●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

〈例：10月2日生まれの人の場合〉



4～9月分は、年度末までの納期に分けて加入している医療保険の保険料から納めます。

10月～翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

納め方

保険料の納め方は、受給している年金額によって下記の2種類に分けられます。

年金が年額18万円以上の人 年金から差し引き(特別徴収)

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます。10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月

■次のような場合、年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

- ・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
 - ・他の市区町村から転入した場合
 - ・年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
 - ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
 - ・年金が一時差し止めになった場合
- ……など

年金が年額18万円未満の人 納付書・口座振替(普通徴収)

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

■保険料納付は口座振替が便利です

便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などは、納付書で納めることになります



広告

しょうらい
ケアマネージメントハウス **松籟の丘**

Always be yourself
～いつまでもあなたらしく～

“あなたらしい暮らし”が
続けられるようにお手伝いします

ケアプラン



介護の計画書を作成します。
(ケアプラン)
お気軽にご相談ください。

電話 0479-30-1020
住所 銚子市野尻町273-1
(令和5年6月移転)



広告

コアラ銚子で検索

NPO法人コアラ銚子

電話 **050-7508-0739**

介護保険が使えて安い
介護タクシーと訪問介護

タクシー運賃

3 km未満 300円 (加算 1 km
100円) の驚きの安さ !!

便利屋さんサービスもやっています

病院つきそい、草取り
お掃除、電球取替
パソコン設定など

**どんな事でも
ご相談下さい!**



松本町 1-11-1

広告



福祉用具(販売・レンタル)

居宅介護支援事業所

訪問看護ステーション

〒288-0044 銚子市西芝町13番地6

TEL 0479 (25) 5565

FAX 0479(25)5585

E-mail : 28ykkaigo@kra.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://medycs.jp/>



広告



地域密着型特定施設 介護付ホーム

みつばレジデンス

みつばデイサービスセンター

みつばレジデンス居宅介護支援事業所

〒288-0874 銚子市豊里台1-1044-20

TEL 0479-26-3400

FAX 0479-30-2110

E-mail : 328@kke.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://medycs.jp/>



広告内容に関するお問い合わせは、広告主までお願いします。(広告内容は銚子市とは関係ありません。)

問い合わせ先

銚子市役所 高齢者福祉課 ☎0479-24-8755